

1. 件名：関西電力組織改正に伴う工事計画変更認可の要否に関する面談
2. 日時：令和3年6月11日（金） 11時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

御器谷管理官補佐、宮嶋安全審査官※

関西電力株式会社

原子力事業本部 品質保証グループ マネジャー 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料：

- ・組織改正に伴う「設計及び工事の計画等」の扱いについて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。原子力規制庁のミキヤです。それでは、組織改正に伴う設工認の取り扱いということで関西電力さん仕様の説明をお願いします。
0:00:21	関西電力の市来と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中お時間いただきましてどうもありがとうございます。当時はですね、今年の方に1月に組織改正帰国しておりますので、その保安規定のほうなんですけれども、
0:00:40	すでに6月4日に認可の方にいただきました。今回ですね、組織改正に伴いますけど、工認の影響を整理いたしました結果、根部の記載事項には変更がございませんでしたので、
0:00:58	行政手続きを行うものではないということを確認いたしました。
0:01:03	一方ですね。休校において認可されました急行なんですけれども、添付資料をご覧いただけますでしょうか。
0:01:12	添付資料の大きいPハッチングした四角のものが今これ旧公認のほうでに書かれたものなんですけれども、これが5件ほどございます。
0:01:25	戻りまして、
0:01:28	この応急公認のですね、本文の記載事項にはですね組織図等に係る記載がございまして、今回の組織完全に伴いましていきます。
0:01:44	組織のガバナンスの変更が生じるということでございます。
0:01:48	しかしですね、旧高銀は皆規定によりまして、ゲンポウの設工認として併されておりますが、とりあえずデータ等に書く中でどうなったので、現行に基づいて、行政手続きを行います。
0:02:06	最初に述べましたように、現行では、本文記載事項ではございませんので、行政手続きを行うものである。休校におきまして、行政手続きを伴うものであったりと
0:02:21	以上踏まえましてですね今回策定組織改善によってとしては、人勝美のほうの野心だけのものに対しては、行政手続きは変わらない図。
0:02:34	社内の究明図を受ける体制の変更を反映していきたいと思っております。
0:02:40	これらにつきましては、保安水スプレイ規定施行後の申請が補正申請の場合にその人生にあって、やはり主体と。
0:02:50	浦郷場合と添付資料のほうなんですけれども、それをまとめたものが、
0:02:56	○などが書いてます。一番左のほうが、①番で認可済みのもの。
0:03:04	真ん中の2番が審査中のもの。
0:03:07	三番は、今後申請するものでございます。
0:03:12	それぞれどのような手続きをやっていこうかと考えておりますのが下のところに記載しております通り、①番の認可済みのものにつきましては業績づけを必

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ず社内QMSにデータあります。今後保安規定施行後に変更認可申請を行う場合には、その申請にあわせて反映していきたいと思っております。
0:03:34	2番の審査中のものにおきましても同様に社会QMSで対応いたしまして、保安規定施行後に補正申請を行う場合はその申請に合わせていきたいと思っております。
0:03:47	今後申請する側におきましても、組織体制変更の施行日の移行が先生の場合につきましても、新しい体制で地震で行っていきたくて思っております。
0:04:02	以上でございます。
0:04:05	はい、わかり等ございました。規制庁のミキヤですけれども、何点か確認をさせていただきたいと思っております。まず1枚目に書いてあります第2段落なんですけれども、これを具体的にどういうことを御説明された以下がこの作業だけだと記載事項に変更がないので手続きがないということ。
0:04:26	どういうことをおっしゃりたいのかももう少し説明をいただけないかなと思うんですけども。
0:04:37	ですね。
0:04:42	ここの部分。
0:04:49	北海道
0:04:50	はい。
0:04:55	鏡面人数の本文の範囲には、
0:05:10	はい。
0:05:15	正直に。
0:05:24	3年のタカギでございます。はい。この絵の意味するところは、現行の高設工認の品質までにベントシステム、これの本部ですね。もちろん組織に関する記載がございますが、組織図みたいな、という記載がこれございません。
0:05:44	行政手続きは不要と。ただし組織図等については添付資料のほうに記載されているので、補正で直すなり、或いは社外QMSで反映するというのも考えているということでございます。
0:06:03	はい。規制庁のミキヤですご説明いただいた内容が第3段落ではないのかなと思ったんですけど、第2段落でそういうことを御説明されているということですか。
0:06:16	どちらかと。
0:06:20	状を講じてイチキてるけれども応募どちらも下の課題は和歌山の細胞を同じことを言っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:32	そうなんですよね規制庁ミキヤですけれども下げ高齢第 3 段落は一方で書き出してあるので、また上でいったことと違う内容をここで御説明しているのかなあと文脈的には読み取れんですけれども、はい。はい。
0:06:48	同じことを言っているということでもいいんですかね。私的にちょっと読まあこれ読んだときの本店。
0:06:58	もともとダイアグラムを東京支社のオオタですけれども、
0:07:04	よろしいですか。
0:07:07	どうぞ。
0:07:09	第 2 段落のところは、現現状のの基本現行の炉規法に基づく設計及び工事計画申請書のお話をしている、第 3 段落のところは近傍ほどの工事計画認可申請書のお話をしている。
0:07:27	第 2 段落のほうは現状の施工に本院には組織図のようなものは記載されていませんので、今回の組織改正によって、組織の変更になったとしても、本文の変更には当たらないので手続きは要らないと。
0:07:42	いうことを説明するものと認識してはいますが、4800 万ですか。
0:07:47	そういうことでございます。
0:07:49	その説明であればわかります。あくまでも現、今回基本 41 跨いで改正法が施行されたことに伴って、この下に書いてありますけれども、米三の実用炉則の 9 条の第 4 号がこれ追加されているんですね。
0:08:08	したがって今オオタさんから説明ありましたように、第 4 号として品質マネジメントシステムが要求されているんですけれども、その中には、別に体制図といったような話がない。
0:08:22	と整理されているんですかねこれはどっかで何か体制図いらなくてどっかでありますか、御所の
0:08:30	ちょっとこれは確認なんですけれども、
0:08:32	内までは記載されております。
0:08:37	が実施だろう気には保安規定のほうにそこをきちんと定められていて、御社としてはその保安規定を読み込むような設工認にしているってそういう整理になるんじゃないんですが、ちょっとこれ私が言う話じゃないのかもしれないけれども、おっしゃる通りで
0:08:53	設工認は、保安規定呼び込む形で記載しております。
0:09:00	ということであってそういう整理をされているの定第 4 号としては、ゲンポウに基づけば組織図が不要になっていて記載する必要はないと考えていて、よって変更する必要がないと、そういう
0:09:18	第 2 案のこのロジックになるわけですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:21	そうですね。第3段落は旧法でもう認可を受けてしまったものについては引き続き存続している形になりますと、
0:09:31	正しい、この付則に送ってみなし規定が行われ、置かれているので、新法のほうでみなされていると。
0:09:42	見なされているんだけれども、そこからその見直しの中では先ほど言った4号の整理のところでは体制図といったものも不要と整理しているので、そっからの変更はないと。
0:09:57	そういう御説明であれば理解するんですけども、オオタさんがおっしゃったようなことはそういう話だったのかなと今理解しましたがよろしいですかね。
0:10:08	はい、そう理解で結構ですはい次トータルでございます。今ミキヤのほうからおっしゃっていただいた通りの認識でございます。
0:10:17	1 ありました。
0:10:21	もう1点確認したい。
0:10:26	次のページで一覧表をつけていただきました。
0:10:31	右のほうで黄色で網かけしてありますが失格は旧工認で認可を受けていて丸は設工認と書いてあるから新法での認可ということですかね。
0:10:47	はい。
0:10:50	ですので説明は丸のほうは添付資料のみの変更。
0:10:56	まず、添付資料には組織図がついていて、添付資料のみの変更になるので今回ご相談いただいたような変更申請の話はされていないと、そういう理解ですかね。
0:11:12	はい、そういう見方でございます。あくまでも本部旧法で認可された本部に変更があるものについて、今回ご相談いただいているということですねこれは確認です。
0:11:26	それでございます。
0:11:28	下の行に行きまして、
0:11:34	①番については、
0:11:37	やっぱりスーパーの新法でもう申請するのでその申請に合わせてそんな時のような要求事項で審査を申請しますということかなと理解しましたが、
0:11:50	②番なんですけれどもまだ審査中のものについては、補正で変えるということですね。
0:12:02	こう審査中の方法につきましては、他の部分を
0:12:09	濃度イチキと申します。計画中のものに関しましては、
0:12:18	僕らの案件で補正がある場合は、この事故進展に合わせて必要と考えておりまして、天空のみを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:31	向こうにつきまして単独では
0:12:35	整理を行うという。
0:12:39	規模感が現在のところ考えていない。
0:12:43	これ、それも5回の防相談事項に含まれているんですか。
0:12:49	はい。
0:12:50	はい、想定です。
0:12:52	そういうことなんですよね。ただ先ほどのスウェット整理でいいかと一部
0:13:00	本文についてのみ、今後補正、内補正じゃないですね、変になりされるということで補正もそこは考え方は一緒。
0:13:13	ではないんでしょうかね、御社のようにしても、
0:13:16	こちらヘイチキと申しますのは、同じ定義で補填につきましても本文で変更のない場合、今不要と考えておりまして、何か本文記載事項の変更本店個性をかける時にかあれば、そのときに結審体制自体と書いております。
0:13:37	あくまでもみなし規定の話を前面に例えば挙げさせていただいた不測の産状というのは、印可されたものについて、新法の認可という形になりますんで、そこに至っていないものは付則の対象外ではあるんですね。
0:13:56	はい。
0:13:57	ですので付則の話はここで②番については、今できないのかなと思っていてみたところによる等②番で丸がついてるものはすべて添付市場のみの記載と、
0:14:12	なっているどう理解しましたので、それは添付資料の右変更する必要があるれば、
0:14:20	補正対応となるんでしょうけれども、そこは従前の通りの対応ということで、
0:14:26	いいんじゃないかと考えますが、そういったことでよろしいですかね。
0:14:31	関西電力の太田です。
0:14:34	よろしいですか。はい。
0:14:36	すみません事業本部がちょっともうちょっとちゃんと②番説明して欲しいんですけど、②個別工認で申請中のものですよ。
0:14:44	3日の補正があれば必ずやりますと言ってるのではなくて、今、今回、改正た組織改正、この保安
0:14:53	組織改正に伴う保安規定の施行の前までに今審査中のものであって施行の前までに認可されるものについては、これは特段手続きをするつもりはありません。それは先ほど御説明したものと同じで設計後任として認可されるわけですから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:11	組織図は添付書類にしかない、その変更だけになりますので、特にご相談をさしあげるような必要もなく、／規定施行前に、認可されたものについてはこれはQMSで対応いたします。
0:15:25	本規定が施行されるされた以降に認可のタイミングが設置を整備すると、認可のタイミングは本規程の施行時期を跨いだ跨ぐような形になる場合、この場合は、これ瞬停のタイミングがあるわけですから、
0:15:45	その案件の中で、補正をするタイミングに合わせて、添付の組織図を修正しに行きます。そういうつもりをしますと、そういう御説明じゃないんですか。
0:15:56	はい、そうか、イチキですけども、はいという説明ということです。
0:16:04	わかりました。規制庁ミキヤですけど、前提としてはこれ全部新法設計施工後の
0:16:10	申請が②番にはまず書かれていますと、そこはよろしいですね。
0:16:16	堺の今の御説明の確認なんですけど全部理解できているか分かんないんで
0:16:22	dあたり 400 イチキですけども、間違いございません。
0:16:26	なので本文の影響というのはもう基本的でない形になっていて、問題点として論点としては、組織改正が今後行われます。7月に行われます保安規定の認可はこないだ認可されました。
0:16:48	それを跨いだ形でどっそれよりも前に設工認が認可されるものについては、補正で直していきます。
0:17:00	議会関連緑地だけれども、
0:17:07	やっぱりさせ、ちょっとこれそこがどういう
0:17:11	この規定施行前認可されたものについては、これは特段手当をするつもりはない必要はないと考え、
0:17:19	なので、社内QMSのほうで手当をしていくつもりをして、
0:17:30	本規定施行前までの間、施工前までに認可されたものについては、
0:17:37	実施はなるほど急遽改めて提供を行う必要がないと考えています保安規定が施行された以降もまだ審査が継続しているものについては、
0:17:49	その案件の補正のタイミングでもうすでに本件も施工されているわけですから、その案件を次回補正する際に、最新の組織図に変更も注水をいたします。
0:18:00	そういうことだと思ってます。無理を本部違うんであれば説明してください。その認識でまず買い上げが電力イチキですが、その時期で間違いございません。
0:18:13	うんうんうん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:16	はい、規制庁のミキヤです。新法で化申請が出てきておりますので、当然添付資料にしか体制図が書いていなくて、その添付に書いてある体制図が保安規定の施行に伴って変わるので、そこをどうするかなんだけれども、
0:18:36	この話、それは添付の扱いをどうするかという話に繋がるのでご相談内容としては、添付の扱いについては従前通り、
0:18:48	Dテンプレとしての扱い。
0:18:53	もうそのときに、事実として、添付添付で、
0:18:57	添付だけが変わった場合に、関西電力として先ほどご説明あったのは、添付だけ変わるようであればそれは特に補正などをしていないという整理であれば、それは従前の通りと。
0:19:10	ただ、保安規定が施行されちゃった後の申請について直しす。
0:19:18	補正で直します。
0:19:20	そこも従前の運用の通りなんですかね。
0:19:29	はい。
0:19:32	やっぱり連絡の体制ございます。
0:19:34	おっしゃる通りで、今後新設するものは綺麗にした形で、すでに認可いただいていて、添付で変わっているというものに関しましては、事業者のQMSへのさせていただきますという対応でございます。
0:19:47	なるほど、保安規定の施行後に申請するものにあつては、当然その中の形が出てくるのは、それは当たり前ですよ。
0:19:55	そこを御説明いただいたところですね。
0:19:58	はい。
0:19:59	やっぱり二倍するございます。おっしゃる通り、
0:20:03	はい、わかりました。
0:20:10	わかりました。それと、あとは最後なんですけれども、
0:20:16	一番最初にご相談いただいた本文が変わるっていう話については、検査にもちょっと関係してくる話になってくるのかなあと思うんですけれども、要はこれ、設工認の本文には一応体制図は残った形で、
0:20:33	その体制と実際に違う形で、
0:20:37	検査が行われ、使用前検査などが行われていく事業費自己事業者検査課というところなんですけどその点は、もう何か検査側には話されてますか。
0:20:53	電力の
0:20:56	イチキですけれども、僕はまだしてないんです。
0:21:00	うん。
0:21:02	審査側としては、基本的には今、この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:09	みなし規定を置かれているのでそのみなし規定が置かれていてそっからの変更という観点では、実際体制図は本部なくなっているのです、
0:21:22	変更のへん人の必要っていうのはないものと考えてはいるんですけども、そこは実際検査は、今度発電所側での指摘などもあろうかと思しますので、そこも並行して、
0:21:37	その認識でいいかは確認いただいたほうがいいのではないかなと思います。
0:21:46	電力イチキですけども、
0:21:49	承知いたしました。
0:21:55	あとはそうですね。一応私どもこのご相談を受けまして、メンテも内部で確認はとりますして認識の違いがあればまたご連絡させていただこうと思いますが、今お伺いした限りですと、大きな認識の違いはないのかなと思っております。
0:22:15	ミヤジマさんの方から何かありますか。
0:22:21	はい、規制庁のミヤジマで図と、今御説明していただいたということで大丈夫かなと思うんですけども、ちょっと重ね、
0:22:30	お願いになると思うんですけども、使用前検査に関しても、工事計画と
0:22:38	合致していること。
0:22:40	4条とその工事計画の記載が一緒であることっていうことを条文上認めているので、その検査部隊との連携なり連絡なりということをしっかりやっていただければなと思っております。
0:22:54	要は、
0:22:58	この件に関しての整理もありがとうございましたはいとこれも必要に当然公開。
0:23:06	するような資料ですよもちろん。
0:23:13	電力イチキですけども、今回していただいたこともございます。
0:23:26	私からは以上です。
0:23:28	はい、それでは関西電力さんの方から何かございますか。
0:23:37	関西電力イチキですけども、特にございません。
0:23:41	はい。
0:23:42	あと、やっぱの数はお忙しい中、
0:23:47	お時間いただきましていろいろこう答えをいただけてましてどうもありがとうございました。
0:23:54	はい。それではこれで面談を終了したいと思います。ありがとうございました。
0:24:00	ありがとうございます。
0:24:02	はい、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。